

漢代の社会関係における諸公に関する考察

博士前期課程 東洋史二年 伊 藤 俊 介

はじめに

小論は、諸公という語について考察するものである。この諸公なる語は、任侠或は漢朝の官僚に関する記述の中にしばしば見られるものである。諸公の一般的な意味は、諸君、各位を示すものであり、公は、年長者或は同輩に対する尊称である。諸公というものが尊称であるということは、漢代社会においてどのような者が尊敬の対象であったのかを示すものとも考え得る。そして、それを解析することは尊敬の念をもつて仰がれる漢代社会の上層の人々が如何なる者であつたのかを知ることに繋がるだろう。さらに任侠との関連性を見せる諸公がそのような者であるとすれば、民間における社会関係の在り方の一側面が見えてくるのではないだろうか。

私は、この諸公なる者の性格を把握することにより、漢代の任侠に関連する社会関係がより明確になるのではないかと考えている。よつて、問題の解明のために、先ず、史料上に散見する諸公の事例を収集し、その語の意味を解析し、諸公という語が指す対象を明らかにしたい。次いで、諸公の実態を掴む為に漢代における長者と賢豪等の性格を分析したい。後述するが、諸公の内には、長者や賢豪といったものが含まれている。そこで、その両者がどのようなもの

であるかを考察し、漢代の任侠の社会関係を明らかにしたい。

東晋次氏は漢代の「官僚世界と任侠的世界との人的交流関係を支え」る仕組みがいかなるものであつたか」という問い合わせを提出した。氏は、これに対し、前漢代において灌夫が失脚した後、諸公の関与によって復職したという事例を挙げて、官僚と任侠世界の交流関係について考察している。それによれば、諸公の間での人物評価、皇帝への取り成しや官職への推薦などが諸公のもつ社会的機能であつた⁽¹⁾。

また、諸公は社交界を形成し、高位高官、或いは任侠や富豪などを内包したものであつたとされている。氏によれば、

①劉邦を沛公というように、「某公」と称される者の総称

②三公九卿クラスの高官

③任侠や富豪、賢豪、長者といつた郷里社会に一定の影響力を持つ有力者

これらに対しても諸公を用いる例があると指摘している⁽²⁾。しか

し小論では、氏の見解を参考にしつつ、改めて史料上に見られる諸公の事例を収集し『諸公事例表』を作成した。それに基づいて諸公の用法の解析を進めたい。

本論に先駆けて、諸公に関連すると考えられる、このような事例があることを指摘したい。『漢書』卷七十六、趙尹韓張兩王傳に、

會昭帝崩、而新豐杜建為京兆掾、護作平陵方上。建素豪俠、賓客為奸利、廣漢聞之、先風告。建不改、於是收案致法。中貴人豪長者為請無不至、終無所聽。宗族賓客謀欲篡取、廣漢盡知其計議主名起居、使吏告曰、若計如此、且並滅家。令數吏將建棄

市、莫敢近者。京師稱之。

とあり、昭帝崩御の頃、新豊の杜建という者が京兆尹の属官となり、平陵の建設を監護していたが、彼は元々任侠であり、その賓客が犯罪による利益を上げていた。これに対して京兆尹の趙廣漢はそのことを戒めたにも拘らず、警告に応じなかつた杜建を検挙しようとした。すると、「中貴人、豪、長者は請を為して至らざるもの無く」杜建を擁護しようとしたが、遂に趙廣漢はこの請願を聞き入れず、杜建を棄市に処した⁽³⁾。豪俠杜建は、官界においては内朝の高官、民間においては豪傑や長者といった人々と広範な繋がりを持ついたのである。これは東氏の言う、官界と任侠世界の人的交流関係を示す好例ではないかと思われる。小論は、そのような関係を諸公といいう切り口でもつて分析し、杜建の事例の如き漢代社会の人的交流関係の実態を窺いたいと思う。

さて、『漢書』から抽出し得た諸公の事例を《諸公分類表》にまとめた。これによれば、全二十四例のうち、官界における諸公が十一例、民間における事例が十二例確認でき、判別不可のものが一例あつた。また、その時代分布は、二十四例中十九例が漢初から武帝期に集中していることが判る。これを見た限りでも、如何に漢初から武帝期にかけての期間において諸公が多く見られたのかが判る。では、以下に諸公の事例に基づいて用法解析を行う。

第一章 官界及び民間における諸公の用法解析

本章では、《諸公事例表》に基づいて、諸公の用法を解析する。先ず、用法の一つとして、表の4、22、23、24に見える事例は官界での諸公を表すものである。その内、4、22、24はその用法からいつて朝廷の官僚を指していることが読み取れる。『史記』卷一百一、袁盎晁錯列傳に、

及絳侯就國、人上書告以為反、徵擊請室、諸公莫敢為言、唯盎明絳侯無罪。絳侯得釋、盜頗有力。絳侯乃大與盜結交。

とあり、4の例は、絳侯周勃に謀反の疑いがかけられた時、朝廷の諸公、すなわち周囲の官僚は傍観するのみであつたが、独り袁盎だけが弁明し、周勃の免罪に尽力したという事例である。22の例は、平帝が疾病を被つた際、王莽が、周公旦が成王の疾病の回復を願う為に身代わりになることを乞つた故事に擬して同様のことを行つたというものである。王莽が諸公にこのことを口止めしたという記述の中に諸公が現れる点から言って、これもまた朝廷の官僚を指す例であるといつていいことができる。また官界において用いられる他の用法として、『漢書』卷九十九中、王莽傳に、

莽至明堂、授諸侯茅土。下書曰、……邦畿連體、各有采任。州從禹貢為九、爵從周氏有五。諸侯之員千有八百、附城之數亦如之、以俟有功。諸公一同、有眾萬戶、土方百里。

とあり、王莽が帝位を篡奪した後の始建國四年（紀元九年）に、諸侯に対して発した詔の中に「諸公」とあるのがみえる。これが文脈

からいつて封建諸侯を指しているものであることは明白である。

次いで、やや範囲を拡げて官僚の賓客との社交の中に見られる諸

公の事例について述べたい。『史記』卷一百一、張釋之馮唐列傳に、
王生者、善為黃老言、處士。嘗召居廷中、公卿盡會立、王生老人、曰吾穢解、顧謂釋之、為我結穢。釋之跪而結之。既已、人或讓王生、獨柰何廷辱張廷尉如此。王生曰、吾老且賤、自度終亡益於張廷尉。廷尉方天下名臣、吾故聊使結穢、欲以重之。諸公聞之、賢王生而重釋之。

とあり、5の例は、張釗の食客である王生は、宴席に招待された際、自分の解けた靴紐を敢えて張釗に結ばせた。これに人が何故そのようなことをするのか、と問うと、王生は敢えて張釗の人に謙る姿を衆目に晒すことによって、張釗を重んじさせようとした、と答え、これを聞いた諸公は王生に敬服の意を示したという。ここでの諸公は、王生の言を聞いた宴席の参加者、つまり、公卿から処士までを含む張釗の賓客であると言えるだろう。9の例は、竇嬰が竇太后の死去により後ろ盾を失った後、諸公がその許を離れたことに關するものである。それはつまり、権勢を失った竇嬰を見限つて去つていった賓客たちのことを指している。だが、そのような状況に至つても竇嬰との交友をやめなかつた灌夫は、法に坐して家居することとなつた際、その諸公による復權運動があつたために、再び官界に戻ることができた。『史記』卷一百七、魏其武安侯列傳に、

穎陰侯夫、夫為郎中將。數歲、坐法去。家居長安中、諸公莫不稱、由是復為代相。

とあり、ここでの諸公もまた穎陰侯灌夫の権勢に關係のある賓客を指していると見られる。灌夫の諸公による復權運動のように、14の事例も諸公の活動が彼らの主人の権勢の維持に寄与していたことを示すものである。この他にも、張湯は、廷尉となつた後、賓客と交通し、人の子弟の官吏となつた者及び貧しい従兄弟には手厚く世話をし、諸公に伺う際には寒暑を避けなかつたという。これにより、張湯の法の執行が刻であつたにも拘らず、名声を得るに至つたとう。

以上のように、官界における諸公の用法としては、官僚を指すものと官僚の賓客を指すものが挙げられる。官僚と結び付いた諸公の活動は、彼らの主人である官僚の評価や出處進退に一定の影響力を持つていたことが判る。

次に、民間社会の有力者やその交友關係において現れる諸公の例を見ていくたい。

先ず竇豪等との関連でいうならば、18、19の郭解に関する記述がある。『史記』卷一百二十四、游俠列傳に、

洛陽人有相仇者、邑中賢豪居間以十數、終不聽。客乃見解。解去つていつた賓客たちのことを指している。だが、そのような状況に至つても竇嬰との交友をやめなかつた灌夫は、法に坐して家居することとなつた際、その諸公による復權運動があつたために、再び官界に戻ることができた。『史記』卷一百七、魏其武安侯列傳に、

今子幸而聽解、解奈何從它縣奪人邑賢大夫權乎。乃夜去、不使人知、曰、且毋庸、待我去、令洛陽豪居間乃聽。

とあり、洛陽で互いに眼の仇としていがみ合う者があり、その仲裁に郭解が手を貸したとある。ここで「邑中賢豪」「人邑賢大夫」「洛

「陽豪」とされる者は同一の対象を表したものと考えられる。それらは、郭解に先立つて仲裁を試みた洛陽の有力な顔役であり、洛陽の任侠の頭目格であると考えられる。また、その記述中の「洛陽諸公」が「邑中賢豪」以下の例と対象を一にしていることが窺われ、事例19についても同様のことが言える。『史記』卷一百二十四、游俠列傳に、

解為人短小、恭儉、出未嘗有騎、不敢乘車入其縣庭。之旁郡國、為人請求事、事可出、出之、不可者、各令厭其意、然後乃敢嘗酒食。諸公以此嚴重之、爭為用。邑中少年及旁近縣豪夜半過門、常十餘車、請得解客舍養之。

と。郭解の平素からの恭儉さ、近隣の郡国での助つ人としての活動が諸公の重んずるところとなり、「邑中の少年及び旁近の縣豪」は夜半に郭解宅に行き、郭解が匱い養うところの客を引き受けようとした。ここにも諸公という語が見えるが、先の18の事例を参考に考えると、ここでの諸公は旁近の縣豪を意味するものであるとすることができる。このように、任侠郭解の関係者には、賢豪や旁近の縣豪といった諸公が見られ、諸公と称される者が任侠と関係を有する民間の有力者、或いは顔役の任侠であったことが窺われる。次に長者の事例を見る。『漢書』卷三十七、季布樂布田叔傳に、

(田) 叔好劍、學黃老術於樂鉅公。為人廉直、喜任俠。游諸公、趙人舉之趙相趙午、言之趙王張敖、以為郎中。

とあり、2の例は、顏師古の注に「諸公、皆長者也」とあり、諸公の対象が長者を指していることがわかる。そして「任俠を喜ぶ」

田叔が「諸公に游ぶ」とされている点からいつて、ここから諸公とは、任俠と交わる人々であつたことが言えるだろう。『史記』卷一百二十、汲鄭列傳に、

(鄭) 當時為大吏、戒門下、客至、亡貴賤亡留門（下）者。執賓主之禮、以其貴下人。性廉、又不治產、印奉賜給諸公。然其推轂士及官屬丞史、誠有味其言也。常引以為賢於己。未嘗不言天下長者。其與官屬言、若恐傷之。聞人之善言、進之上、唯恐後。山東諸公以此翕然稱鄭莊。

とあり、8の例においても、「朝する」として、上の間に候いて説き、未だ嘗て天下の長者を言わずんばあらず」とあるように、鄭当時が頻繁に天下の長者を推挙していたことが山東の諸公の歓心を買い、称されるに至つたと考えられる。ここにおいても、諸公と長者の間には関連性があつたことが示されている。漢初の長者に関しては、上田早苗氏が任侠的な性格と共通点を持つ者として捉え、また、貝塚茂樹氏も漢初の長者は、任侠の大親分を指す者をしている⁽⁴⁾。つまり、任侠的な性格を持つ長者を諸公と呼ぶということは、諸公の内にも任侠的な性格を求めるなどを示唆しているといえるのではないだろうか。また、13の例では、卓王孫や臨邛の諸公が使者として帰郷してきた司馬相如を迎えた時のことが記されている。『史記』卷一百一十七、司馬相如列傳に、

上以為然、乃拜相如為中郎將、建節往使。副使者王然子、壘充國、呂越人、馳四乘之傳、因巴蜀吏幣物以賂西南夷。至蜀、太

守以下郊迎、縣令負弩矢先驅、蜀人以為寵。於是卓王孫、臨邛

諸公皆因門下獻牛酒以交驩。卓王孫喟然而歎、自以得使女尚司

馬長卿晚、乃厚分與其女財、與男等。

とあり、ここでの諸公は、臨邛における、卓王孫の如き富豪を指すものと考えられる⁽⁵⁾。加えて『史記』卷一百二十四、游俠列傳に、

及徙豪茂陵也、解貧、不中訾。吏恐、不敢不徙。衛將軍為言郭

解家貧、不中徙。上曰、解布衣、權至使將軍、此其家不貧。解

とあり、この20の例においても、郭解の茂陵への移住の際、諸公の

餞別が千余万に達したとある点からいって、諸公には富豪の如き経

済的に恵まれた階層の者も含まれることが窺える。また、17の郭解

の例は、宴席で強いて飲ませられた者が郭解の親族を殺した後、郭

解がその弁明を聞き入れ、適切に事を処理したというものである。

このことを聞きつけた諸公は、「皆解之義を多とし、益す焉に附」

したとあるから、諸公は進んで郭解と交友しようとしたのであり、

ここでの諸公も先例のように賓客の如き交友関係を指すものであ

る。

以上のように、民間における諸公には、賢豪等の有力者や長者、富豪が含まれていることが判つた。これらの者は、各地域において徳行や財力等によつて他の民衆より社会の上層にあつた者と考えられる。また諍いを仲裁する影響力や人を支援するに足る経済力があることも窺える。民間における諸公の実態を知るために、賢豪等の有力者や長者の性格を具体的に捉えなければならないだろう。

第二章 長者及び豪傑の実態に関する考察

第一節 前漢の長者の実態について

以上、諸公の用法を解析することにより、長者と呼ばれる者が含まれることが見えてきた。長者の意味について、貝塚氏は、

「ひとは、年が長するに従つて圭角がとれて温厚の徳をもつ者を長者と呼び、金持は生まれながら温厚であるから金持を指して長者となえるようになつたと考えられるかもしない」

と述べ、長者の意味の派生をこのように示している。すなわち、長者とは、年長者、権勢或は富を持つ者、徳行の高き者を指す語であるといえる。しかし、漢代の長者に関して言えば、このような一般的な意味の内、徳行の高き者という意味が特に重要であった。

氏は漢初の長者は、任侠の大親分を指す者としている。上田氏も

また、漢初における長者について「重厚自尊これを長者と謂う」と

いう定義に基づき考察し、長者と漢初に頻繁に見られる任侠と黄老の術の盛行とを関連付けて論じている⁽⁶⁾。氏は、長者と任侠は自尊という点で共通し、共に「自己の品性の維持」をモットーとする

としている。このように、長者の徳の内には任侠との関連性が見られ、漢代に生きた人々がどのような人物を高徳者としていたのかを窺わせる。本節は、諸公の用法を解析する中で抽出された長者につ

いて、漢代においてどのような人物が長者であり、どのような徳をもつて称されていたのかを探つていきたい。そして、諸公というものがの中に長者が含まれる意味を明らかにしたい。

さて、漢代の長者に言及する前に、秦末の長者としては、漢の高祖劉邦があるが、『漢書』卷一、高帝紀に、

初、懷王與諸將約、先入定關中者王之。當是時、秦兵彊、常乘勝逐北、諸將莫利先入關。獨羽怨秦破項梁、奮勢、願與沛公西入關。懷王諸老將皆曰、項羽為人慄悍禍賊、奮勢、願與沛公西進、所過無不殘滅。且楚數進取、前陳王、項梁皆敗、不如更遣長者扶義而西、告諭秦父兄。秦父兄苦其主久矣、今誠得長者往、母侵暴、宜可下。項羽不可遣、獨沛公素寬大長者。

とあり、反秦勢力の閔中平定の際、劉邦は項羽の性格に比すれば、「寬大長者」であり、懷王や老將たちは、項羽に先んじて劉邦を閔中に入らせるべきであるとしている。何故「寬大長者」を遣わすべきであるかといえば、秦の苛政に苦しんできた父兄の支持を得るために考えられる。つまり、劉邦の人望によって、閔中の人心を得んがための処置である。劉邦の性格は、『史記』卷八、高祖本紀に、

仁而愛人、喜施、意豁如也。

とあるように、仁者にして人を愛し、施しを喜ぶ人柄であり、長者とするに十分な人物であった。以上のように、項羽よりも劉邦が懷王や老將たちからの支持を得たのは、先ずもつて「寬大長者」としての人柄によるものであった。また『漢書』卷四十、張陳王周傳に、

及漢王之還擊項籍、陵乃以兵屬漢。項羽取陵母置軍中、陵使至、母是、陵善事漢王。漢王長者、母以老妾故持二心。妾以死送使者。則東鄉坐陵母、欲以招陵。陵母既私送使者、泣曰、願為老妾語。

とあり、王陵が漢に付き、その母が項羽に捕らえられた際、王陵の母は、「善く漢王に事えよ。漢王は長者なり」として、王陵に自分を顧みることなく、劉邦に仕えることを促している。その理由はやはり、「漢王が長者」であるからであつた。このように、長者としての人柄は、その人柄によつて人からの支持を集める機能を果たしていたのである。また、特段の財無き農民の出である劉邦がこのようないい性を持っていたのは、貝塚氏が指摘する如く、長者は「無智殺伐な庶民階層の感情的世界のもの」であつたためであり、漢初の社会の実情を反映したものであつたと思われる。

長者に見られる傾向として、先の劉邦が支持を得たように、長者には人々からの支持や敬慕が寄せられる事例がある。『漢書』卷三十一、陳勝項籍傳に、

陳嬰者、故東陽令史、居縣、素信、為長者。東陽少年殺其令、相聚數千人、欲立長、無適用、乃請陳嬰。嬰謝不能、遂強立之、縣中從之者得二萬人。

とあり、秦末に蜂起した群雄の一人である陳嬰は、県にあつては「素より信にして、長者たる」人物であつた。東陽県の少年（年若い無頼の者）たちは、互いに集まり長を決める際、強いて陳嬰を推戴したという。『漢書』卷三十一、陳勝項籍傳、顏師古注に、

素立恩信、號為長者。

とあり、平素から恩と信を立てる人物を長者といふとある。陳嬰が

長に立てられたのは、「素より信にして、長者」であつたためであり、それによつて少年の支持を得たのであつた。また、『漢書』卷三十七、季布樂布田叔傳に、

孝文帝初立、召叔問曰、公知天下長者乎。對曰、臣何足以知之。

上曰、公長者、宜知之。叔頓首曰、故雲中守孟舒、長者也。是時孟舒坐虜大入雲中免。上曰、先帝置孟舒雲中十餘年矣、虜常一入、孟舒不能堅守、無故士卒戰死者數百人。長者固殺人乎。叔叩頭曰……漢與楚相距、士卒罷敝、而匈奴冒頓新服北夷、來為邊寇、孟舒知士卒罷敝、不忍出言、士爭臨城死敵、如子為父、以故死者數百人。孟舒豈歐之哉。是乃孟舒所以為長者。於是上曰、賢哉孟舒。復召以為雲中守。

とあり、田叔は文帝に天下の長者を尋ねられた際、元雲中太守の孟舒を挙げ、長者であるとした。しかし、孟舒が太守であつた時、匈奴が侵攻し、士卒が殺されたために文帝はこれに疑義を持った。田叔はこれに対して、「孟舒は士卒の罷敝を知り、言を出だすに忍びざるも、士争うて城に臨み敵に死すること、子の父に為すが如き」ものであつた様を述べた。そのために死者が数百人出たのであつて、結果的に、「是れ乃ち孟舒の長者たる所以なり」とした。つまり、ここでは、人を自発的に行動させ、「子の父に為すが如く」人を心服させる人物こそ、長者であるとされている。このように、人の支持や敬慕を寄せられ、人の長となるに値する人物こそ長者であつた。劉邦は寛大な仁者であり、陳嬰は信を立てる人物であつたが、その他の長者としての基準はどのようなものであつたのだろうか。『漢

書』卷三十九、蕭何曹參傳に、

參代何為相國、舉事無所變更、壹遵何之約束。擇郡國吏長大、訥於文辭、謹厚長者、即召除為丞相史。吏言文刻深、欲務聲名、輒斥去之。

とあり、漢の第二代相国曹參は、政務においては蕭何が定めた法律に従い、官吏の任用においては「文辭に訥にして、謹厚なる長者」を選び、属官とした。しかし、その他で「吏の言文刻深にして、聲名に務めんと欲する」者を退けて、政務に参与させなかつた。ここでは、長者の性格として朴訥と謹厚が挙げられているが、朴訥については、『漢書』卷五十、張馮汲鄭傳にも、文帝が虎圈という動物園に御幸した際のこととして、

釋之前曰、陛下以絳侯周勃何如人也。上曰、長者。又復問、東陽侯張相如何如人也。上復曰、長者。釋之曰、夫絳侯、東陽侯稱為長者、此兩人言事曾不能出口、豈效此嗇夫喋利口捷給哉。且秦以任刀筆之吏、爭以亟疾苛察相高、其敝徒文具、亡惻隱之實。以故不聞其過、陵夷至於二世、天下土崩。今陛下以嗇夫口辯而超遷之、臣恐天下隨風靡、爭口辯、亡其實。

とあり、文帝は張釋之との問答の中で、絳侯周勃と東陽侯張相如の人となりに對して、長者であるとしている。その理由は、「此の兩人事を言うに會て口に出だすあたはず」と言われる程の訥弁であつたからである。そして逆に「惻隱之實亡き」者は非難され、退けられたのであり、長者の条件として朴訥、訥弁があることが見える。また、謹厚については、『漢書』卷四十六、萬石衛直周張傳に、

文帝且崩時、屬孝景曰、綰長者、善遇之。及景帝立、歲餘、不孰何綰、綰日以謹力。

とあり、文帝は景帝に「綰は長者なり、善く之を遇せ」と言付けた。衛綰は景帝が立つた後、名前を聞かれることすらなかつたが、「日に謹を以て力めた」のであつた。衛綰が長者であるとされた理由は、謹であるためであつたことが判る。

その他には、『漢書』卷四十六、萬石衛直周張傳に、

直不疑、南陽人也。為郎、事文帝。其同舍有告歸、誤持其同舍郎金去。已而同舍郎覺、亡意不疑、不疑謝有之、賈金償。後告歸者至而歸金、亡金郎大慚、以此稱為長者。

とあり、直不疑は同僚に金を盗んだとの疑いをかけられた際、無実にも拘らず、弁償した。しかし、後に直不疑の無実が判ると、盜みを疑つた人間は恥じ入り、却つて直不疑はこのことをもつて長者であると称されたのである。あらぬ疑いに対し言い訳することなく、弁償した正直さが長者の評価に繋がつたのであつた。また、直不疑は、『漢書』卷四十六、萬石衛直周張傳に、

不疑學老子言。其所臨、為官如故、唯恐人之知其為吏跡也。不好立名、稱為長者。

とあり、直不疑の官僚としての在り様は、人に自分の政治の形跡を知られることを恐れ、名声を立てるとは好まなかつたといふ。そして、これをもつて長者であるとされたのであつた。政治の形跡を知られることを恐れたといふのは、黄老の術の理念である清靜無為を求めた結果であると思われる。そして名声を立てるなどを好ま

かつた点は、先の曹參の時に触れた「吏の言文刻深にして、聲名に務めんと欲する」者との対比が鮮明に表れている。つまり、功績や名声に拘泥する者は長者ではなく、長者はそのような榮達に關しては無欲であらねばならなかつたのである。

最後に「退讓君子」について、『漢書』卷九十七、外戚傳に、

絳侯、灌將軍等曰、吾屬不死、命乃且縣此兩人。此兩人所出微、不可不為擇師傅、又復放呂氏大事也。於是乃選長者之有節行者

與居。竇長君、少君由此為退讓君子、不敢以富貴驕人。

とあり、周勃と灌嬰は外戚の竇長君、少君が呂氏の轍を踏まぬようになに師傅を選ぶ際、「長者之節行有る者」を竇長君、少君両者に与えた。すると、両者は「退讓君子と為り、敢えて富貴を以て人に驕らざる」人物となつたとあり、それは長者による感化の成果であつた。つまり、長者と「退讓君子」の人柄には関連性が見られるのである。

第二節 前漢における豪傑の実態について

次に、諸公の事例の中に抽出し得た「賢豪」「縣豪」「賢大夫」「賢豪」について考察したい。

賢豪について、賢に関しては、江村治樹氏、豪に関しては、丹羽兌子氏の論考があり、それぞれ示唆に富んだ見解を述べている⁽⁸⁾。しかし、賢豪等の号を一々用いるよりも、統一した用語をもつて論述した方が便宜上都合がよいと思われる。よつて、秦末から漢代において、各地の有力者の号である豪傑という語をもつて進行してい

こうと思う。本来豪傑という語は、才知、武勇の特に優れている人に対して使われるものであるが、当該時代の史料において地域の有力者の謂として豪傑という語が比較的頻繁に使われているようである。従来ならば、地方の有力者については、豪族という語を用いるのが一般的であると思われる。しかし、その語の一般的な意味においても歴史的な意味においても小論でそれを用いるのは、些か適正さを欠くのではないかと思われる⁽⁹⁾。したがつて、小論ではその点に考慮して、便宜上、以下の論述においては地方の有力者は豪傑という語をもつて表すこととする。

秦末の反秦勢力による蜂起の際、重要な役割を果たしたのが各地に割拠していた豪傑であった。陳勝吳廣の乱の主導者陳勝は、『史記』卷四十八、陳涉世家に、

乃入據陳。數日、號召三老豪桀會計事。皆曰、將軍身被堅執銳、伐無道、誅暴秦、復立楚之社稷、功宜為王。勝乃立為王、號（為）張楚。

とあり、陳勝は陳に入った際、その地の「三老豪桀」と計り、「三老豪桀」は秦を討ち楚を建国した功績は、王となるに値するものであるとして、陳勝を王に推戴した。秦末の陳勝を初めとする反秦勢力は、一般に豪傑と呼ばれるが、彼らが各地で支持を得る際に交渉を持ち、協力を求めたのもまた豪傑であつた。劉邦と豪傑との関係については、次のものがある。『史記』卷八、高祖本紀に、

召諸縣父老豪桀曰、父老苦秦苛法久矣、誹謗者族、偶語者棄市。

吾與諸侯約、先入關者王之、吾當王關中。與父老約、法三章耳、

殺人者死、傷人及盜抵罪。餘悉除去秦法。諸吏人皆案堵如故。とあり、関中に入城した際、劉邦は「諸縣の父老、豪桀」を召して法三章を約した。劉邦が関中の民衆に新たな法を布告するに当つて、父老と共に豪傑を召したことは、豪傑の当地での指導力を恃んでのことであつたことは察するに足るものである。秦末において、そのような豪傑が反秦勢力に加担することは、乱の成否に重要な意味を持つたと考えられる。また、『史記』卷七、項羽本紀に、

梁乃召故人所知豪吏、論以所為、遂舉吳中兵、使人收下縣、得精兵八千人、部署豪桀為校尉、候、司馬。

とあり、項梁、項羽が蜂起する際、精兵八千人を得、その上「豪桀」を部署して校尉、候、司馬と為し、軍団の組織内部に豪傑を配置している。元來、豪傑は各地域における有力者、或は代表者であつたが、秦末の混乱期を経る中で蜂起に加担し、反体制武装集団的性格を強めていつたものと考えられる。

以上のように、秦末において豪傑は地域の有力者として各地の動向に影響力を持つた。では何故、豪傑がそのような影響力を持つていたのか。この点に関して見ていく。『史記』卷九十四、田儋列傳に、

田儋、狄人也、故齊王田氏之族也。儋從弟榮、榮弟橫、皆豪桀、宗彊、能得人。

とあり、また、『漢書』卷四十、張陳王周傳に、

王陵、沛人也。始為縣豪、高祖微時兄事陵。及高祖起沛、入咸陽、陵亦聚黨數千人、居南陽、不肯從沛公。

とあり、秦末の人である田氏の三兄弟と王陵は「豪桀」「縣豪」で

あり、それによつて人を得て、王陵に至つては数千人の勢力を築いた。このように、人を得て勢力を築くことができたのは、『漢書』

卷四十三、酈陸硃劉叔孫傳、顏師古注に、

吏及賢者豪者皆不敢使役食其。

とあり、支配層である吏と賢者及び豪傑が敢えて酈食其を使役しなかつたとある。これは、豪傑は吏が民衆を使役するのと同様に豪傑が力関係による民衆の使役者であったからであり、周辺の民衆は豪傑の影響下にあつたと言える。このことは、漢に入つてからも見ることができ、『漢書』卷八十九、循吏傳及び顏師古注に、

黃霸字次公、淮陽陽夏人也、以豪桀使徒雲陵。師古曰、身為豪桀而役使鄉里人也。

とあり、黄霸は淮陽郡において豪傑として「郷里の人を役使」していた故をもつて、茂陵に徙されたとある。やはり、豪傑は地域の有力者として郷里の人々とは使役者と被使役者の関係にあつたことが窺い知れる。そのような力関係について司馬遷は、『史記』卷一百二十九、貨殖列傳に、

凡編戶之民、富相什則卑下之、伯則畏憚之、千則役、萬則僕、物之理也。

として、富が相手に千倍する時には、人はその者のために使役されるとしている。そのような、郷里における力関係は、秦末の混乱の中では反秦勢力形成に寄与したが、漢が天下を統一した後、その力関係は経済的な面において豪傑を支えることとなつた。『史記』卷一百二十四、遊俠列傳には、

至如朋黨宗彊比周、設財役貧、豪暴侵凌孤弱、恣欲自快、游俠亦醜之。余悲世俗不察其意、而猥以朱家、郭解等令與暴豪之徒同類而共笑之也。

とあり、任侠に似て非なる者として「暴豪之徒」なるものが挙げられ、これが蓄財に努めて貧民を使役しているといった状況があつたといふことを伝えている。これは先に述べた力関係が勢力形成から經濟活動への強制的な従事をさせる方向に転換したことを物語つていると考えられる。また、豪傑の経済力については、『史記』(卷三十、平準書)に、

至今上即位數歲、漢興七十餘年之間、國家無事、非遇水旱之災、民則人給家足、都鄙廩庾皆滿、而府庫餘貨財。京師之錢累巨萬、貲朽而不可校。……當此之時、網疏而民富、役財驕溢、或至

兼并豪黨之徒、以武斷於鄉曲。宗室有土公卿大夫以下、爭于奢侈、室廬輿服僭于上、無限度。物盛而衰、固其變也。

とあり、武帝の即位後、法令が粗略で統制は穏やかな状況下で民衆は富み、その中で「兼并豪黨之徒、以て鄉曲に武斷」するといった事態が進行していく。ここに「兼并豪黨之徒」とあるように、豪傑は経済的に恵まれた兼併家でもあつた。つまり、豪傑は平時においては「暴豪之徒」や「兼并豪黨之徒」となり、周辺の民衆を使役し、蓄財に努めるといった傾向を見せた。それはすなわち、諸公と称される豪傑は、地域において武力だけでなく経済力をも有する富裕層に属していたといふことができる。

豪傑という語は、元来、地域の有力者、代表者を指すものであつ

たが、秦末の混乱を経る中で武断的性格を帯びたものへと変貌していった。そのように武断的性格を持つ豪傑が全国に散在している状況は、混乱を收拾し天下の再統一を果たした漢にとっては重大な案件であつた。なにしろ、漢自体が秦に対する各地の豪傑の反乱によつて建てられたものであるから、豪傑の存在は帝国の分裂要因であることは自明であつた。劉邦は初期においては豪傑に協力を求めたが、後に次の政策を打ち出した。『資治通鑑』卷十二、漢紀四、太祖高皇帝下九年、癸卯の條（前一九八年）に、

劉敬從匈奴來、因言・・・臣願陛下徙六國後及豪桀、名家居關中、無事可以備胡、諸侯有變、亦足率以東伐。此強本弱末之術也。上曰、善。十一月、徙齊、楚大族昭氏、屈氏、景氏、懷氏、

田氏五族及豪桀於關中、與利田、宅、凡十餘萬口。

とあり、劉邦は、劉敬の策に因つて、「齊、楚大族昭氏、屈氏、景氏、懷氏、田氏五族及び豪桀」を關中に徙した。これにより、有事がなければ匈奴に備え、諸侯が反乱を起こせば徙民した民衆をもつて討伐することができるようになつた。このような徙民政策はこの後も度々発布され、豪傑統制策の一翼を担つた。また漢は、酷吏と呼ばれる政策の実行に躊躇すること無き敏腕の地方官による地方統治を行つた。その魁となつた景帝期の郅都は、『史記』卷一百二十二、酷吏列傳に、

濟南瞞氏宗人三百餘家、豪猾、二千石莫能制、於是景帝乃拜都為濟南太守。至則族滅瞞氏首惡、餘皆股栗。居歲餘、郡中不拾遺。旁十餘郡守畏都如大府。

とあり、濟南郡の豪猾、瞞氏の誅殺を行い、郡中の秩序を取り戻した。また、『史記』卷一百二十四、遊俠列傳には、

是時濟南瞞氏、陳周庸亦以豪聞、景帝聞之、使使盡誅此屬。

とあり、郅都が瞞氏を誅殺したのと時を同じくして、陳の周庸という者も「亦豪を以て聞」こえたために、景帝はこれを誅殺させたといふ。このように、漢は、これ以降も度々酷吏を派遣し、豪傑等の殲滅を狙つた。

中央政府から統制を加えられる一方で、豪傑は諸侯王との密接な関係を有していた。さらに、時には諸侯王の謀反に手を貸すこともあつた。その最大規模のものが吳楚七国の乱であるが、『史記』卷一百六、吳王濞列傳に、

上曰、吳王即山鑄錢、煮海為鹽、誘天下豪桀、白頭舉事、此其計不百全、豈發慮。何以言其無能為也。益對曰、吳銅鹽之利則有之、安得豪桀而誘之。誠令吳得豪桀、亦且輔而為誼、不反矣。吳所誘、皆亡賴子弟、亡命鑄錢姦人、故相誘以亂。

とあり、この時、吳王濞は「天下の豪桀を誘い」齡六十二にして挙兵した。この他にも『漢書』卷七十一、雋疏于薛平彭傳に、

久之、武帝崩、昭帝即位、而齊孝王孫劉澤交結郡國豪傑謀反、欲先殺青州刺史。

とあり、昭帝が即位した際、齊孝王の孫劉澤は「郡國の豪傑に交結して謀反」せんとした。『漢書』卷六十三、武五子傳には、

是時昭帝年十四、覺其有詐、遂親信霍光、而疏上官桀等。桀等因謀共殺光、廢帝、迎立燕王為天子。旦置驛書、往來相報、許

立桀為王、外連郡國豪桀以千數。

とあり、上官桀等が昭帝の廢位と霍光の殺害を企てた際、外部において連絡を取つた「郡國の豪桀は千を以て數」えた。また、武帝の時に謀反を起こした淮南王について、『史記』卷一百一十八、淮南衡山列傳に、

伍被自詣吏、因告與淮南王謀反、反蹤跡具如此。……上下公卿治、所連引與淮南王謀反列侯二千石豪傑數千人、皆以罪輕重受誅。

とあり、淮南王以下の「列侯、二千石、豪桀數千人」もそれぞれ誅殺を被つたとある。このように、諸侯王が豪傑を求めたのは、豪傑が謀反の際の有用な人材であつたためであると思われ、そこからも豪傑の武断的性格を窺うことができる。また、『史記』卷五十八、

梁孝王世家に、

孝王、太后少子、愛之、賞賜不可勝道。……得賜天子旌旗、

出從千乘萬騎。東西馳獵、擬於天子。出稱警、入言蹕。招延四

方豪桀、自山東游士莫不至、齊人羊勝、公孫詭、鄒陽之屬。……

多作兵弩弓箭十萬、而府庫金錢且百鉅萬、珠玉寶器多於京師。

とあり、景帝期の梁の孝王は、大国であることを恃んで、天子の如く振る舞い、その上「四方の豪桀を招延」したとあり、己が勢力の伸張の為、豪傑を勢力下に抱きこむということが行われていたのであつた。この他にも、謀反こそ起こすことはなかつたが、平素より豪傑と交通していた諸侯王については、『漢書』卷四十五、蒯伍江息夫傳に、

久之、太子疑齊以己陰私告王、與齊忤、使吏逐捕齊、不得、收繫其父兄、按驗、皆棄市。齊遂絕跡亡、西入關、更名充。詣闈告太子丹與同產姪及王後宮姪亂、交通郡國豪猾、攻剽為姪、吏不能禁。

とあり、江充（本名は江斉）が諸侯国趙の太子丹との対立により出奔し、都にて太子丹の行状を上奏した中に「郡國の豪猾と交通し、攻剽して姪を為し、吏禁するあたはず」と述べている。郡國の豪猾との交通が取り上げられている点からいって、諸侯王においては慎むべきことではあるが、先述の諸侯王と豪傑の事例の如く、両者の関係は平素から密接な結びつきがあつたのである。『史記』卷五十九、五宗世家にも、

江都易王非、以孝景前二年用皇子為汝南王。……吳已破、二歲、徙為江都王、治吳故國、以軍功賜天子旌旗。……非好氣力、

治宮觀、招四方豪桀、驕奢甚。

とあり、江都易王非のひととなりは、「氣力を好み」「四方の豪桀を招き、驕奢たること甚し」と評されるものであつた。江都易王非も諸侯国内のみならず、「四方の豪桀」を賓客としていたのである。このような諸侯王と豪傑の関係は、州刺史設置の理由となつた地方長官と豪強の関係を想起させる⁽¹⁾。また諸侯王は時に年若き無賴の徒たる少年などと悪事を働くこともあつた⁽²⁾。このように諸侯王の勢力に与する豪傑は、流動的に諸侯王の許に集まつた。『漢書』卷六、武帝紀に、

其謹察出入者。

とある如く、豪傑が遠方にも交わりを求め、東方より閩中に侵入して群盜をなすため、その閩中への出入を監察せよと命じている。このように、中央の憂慮するところとなる程に豪傑の活動範囲は広く。且つ甚だ流動性に富むものであつた。では、この流動性はどのような理由により有するものであつたのか。その手掛かりを諸侯王と商人の関係から探つてみよう。『史記』卷九十三、韓信盧綰列傳に、

（高帝十年）九月、（陳豨）遂與王黃等反、自立為代王、劫略趙、代。・・・於是上曰、陳豨將誰。曰、王黃、曼丘臣、皆故賈人。上曰、吾知之矣。乃各以千金購黃、臣等。

とあり、諸侯王である陳豨が反乱を起こした際、その麾下の将王黃、曼丘臣は「賈人」であつた⁽²⁾。商人は諸侯王と交流があるだけではなく、その謀反にも関与していた。『漢書』卷二十四、食貨志に、

而商賈大者積貯倍息、小者坐列販賣、操其奇贏、日遊都市、乘上之急、所賣必倍。故其男不耕耘、女不蠶織、衣必文采、食必梁肉、亡農夫之苦、有仟佰之得。因其富厚、交通王侯、為過吏勢、以利相傾、千里游遨、冠蓋相望、乘堅策肥、履絲曳縞。此商人所以兼併農人、農人所以流亡者也。

とあり、自作農の土地を兼併する大商人は「王侯に交通し、為に吏勢を過ぐる」力を有していたのであって、ここに商人と王侯の関係を見出すことができる。また、前掲の『史記』卷五十八、梁孝王世家に、梁の孝王は四方の豪傑などを配下に加えたが、孝王の府庫には都長安に勝る「珠玉寶器」が蓄えられていたという。梁の孝王所

の金銭や物資は、広範な豪傑との交流によつて齎されたものと考えられ、ここにも豪傑の商人としての顔と経済流通との関連性を確認することができる。さらに、『史記』卷一百二十九、貨殖列傳に、宛孔氏之先、梁人也、用鐵冶為業。秦伐魏、遷孔氏南陽。大鼓鑄、規陂池、連車騎、游諸侯、因通商賈之利、有游閑公子之賜與名。然其贏得過當、愈於纖嗇、家致富數千金、故南陽行賈盡法孔氏之雍容。

とあり、宛の孔氏は製鉄業をもつて栄えた一族であるが、これも「車騎を連ね、諸侯に遊び、因つて商賈之利に通ずる」ところの者であり、これも先例と同様に諸侯王と商人の関連性を裏付ける事例である。また『史記』卷一百二十九、貨殖列傳に、

魯人俗儉嗇、而曹邴氏尤甚、以鐵冶起、富至巨萬。然家自父兄子孫約、俯有拾、仰有取、貰貸行賈遍郡國。鄒、魯以其故多去文學而趨利者、以曹邴氏也。

とあり、曹の邴氏は製鉄業をもつて栄えたが、「貰貸行賈は郡國に遍く」とあるように、その行商の広範囲に及んでいた。また、『史記』卷一百二十九、貨殖列傳に、

齊俗賤奴虜、而刀閒獨愛貴之。桀黠奴、人之所患也、唯刀閒收取、使之逐漁鹽商賈之利、或連車騎、交守相、然愈益任之。終得其力、起富數千萬。故曰、甯爵毋刀、言其能使豪奴自饒而盡其力。とあり、齊の製塩業者刀閒は人が忌み嫌う奴隸を用いて富を為したが、彼の奴隸の「或は車騎を連ね、守相に交わり」行商を行つていたと推測される。「守相」とは、郡守と諸侯国との相の謂であるから、

先述の貨殖家と同じく広域に販路を有していたのである。

つまり、流動性に富み諸侯王の勢力に与するところの豪傑は、商人である可能性が高く、その流動性も商人としての活動に基づくものであつたと考へることができる。これは、『史記』貨殖列伝が示す如き製塙、製鉄業及び商業の隆盛を示したる漢初の経済状況を反映したものと言える。

以上の如く諸侯王は各地の豪傑と結びつき、自己の勢力を拡大させようと図つたが、それはまた官僚においても行われた。武帝期において、魏其侯竇嬰、武安侯田蚡、灌夫等は、武帝が切歎する程の勢力を誇つた者たちであるが、その勢力拡大にはやはり豪傑等の賓客との結びつきがあつた⁽²³⁾。『史記』卷一百七、魏其武安侯列傳に、

武安曰、天下幸而安樂無事、蚡得為肺腑、所好音樂狗馬田宅。
蚡所愛倡優巧匠之屬、不如魏其、灌夫日夜招聚天下豪桀壯士與
論議、腹誹而心謗、不仰視天而俯畫地、辟倪兩宮間、幸天下有
變、而欲有大功。臣乃不知魏其等所為。

とあり、田蚡が竇嬰と灌夫の関係を批判した際、「日夜天下の豪傑壯士を招聚し與に論議」しており、さらには、「幸にも天下に變有らば、而して大功有らんことを欲す」と述べている。ここにも竇嬰、灌夫等と彼らの賓客であり側近たる豪傑との密接な関係が窺える。

また、灌夫について『史記』卷一百七、魏其武安侯列傳に、
夫不喜文學、好任俠、已然諾。諸所與交通、無非豪桀大猾。家累數千萬、食客日數十百人。陂池田園、宗族賓客為權利、橫於頴川。

とあり、景帝、武帝期に人灌夫は、法に坐して免職になると、頴川に家居した。そこで灌夫の行状は、「諸の興に交通する所は、豪傑大猾に非ざる無」しといったものであつた。それによつて多くの食客を抱え、頴川において縱に振舞つた。

以上のように豪傑は、その武断的性格を持まって諸侯王の謀反に加担し、或は諸侯王の勢力伸張に与した。また、官僚の中にも豪傑との交友を持つ者もいた。先に諸公の用法を解析したが、官僚の賓客の内、その民間の者は豪傑であつたと思われる。

おわりに

以上、漢代における諸公について、その語の意味と諸公の内に見出せた長者、豪傑について考察を加えてきた。

東氏は、諸公の中に三つの意味を見出したが、改めてその意味を精査した結果、大別して官と民に分けることができた。そしてさらに細かく分類すると、官においては、官僚や諸侯及びその賓客を指した。また民においては、主に長者や豪傑といった民間社会の名家や有力者を指した。

次いで、諸公の内に見出したところの長者や豪傑の実態を考えてみた。長者とは漢代の理想的人物像であり、任俠と自己の品格を維持するという性格において近似したものであつた。長者は寛大、恩信、朴訥、謹厚、正直、退讓といった素朴な性格を持ち、功利榮達を求める者とは一線を画した。長者はその性格のために称賛され、

その人徳は人々からの支持を集めることに有効な資質となつた。また、劉邦が特段の財なく担ぎ上げられている点などからいって、長者といふ評価には財的背景がないことが窺えた。

さらに漢代の豪傑について考察してみた。漢代において豪傑は豪強、豪猾などとも呼ばれ、それは各地方における武力経済力によつて地域を支配する有力者であつた。秦は豪傑の勢力の前に倒れたが、それを知る劉邦は豪傑の統制を徒民によつて行つた。また漢は、酷吏の任用によつて各地の豪傑を誅滅していく。しかし他方では、豪傑はその武力と経済力を買られて諸侯王と結びつき、時に謀反に加担し、或る者は有力者の故をもつて諸侯王や官僚に交通した。また、諸侯王に繋がりを持つ豪傑の流動的性格を分析していくと、豪傑の内に商人の側面を見出すことができた。武帝の経済統制策が施行される以前における経済界の主役は、各地を飛び回り、物資の全国的な流通を担つていた大商人であり、当時の所謂「富商大賈」であつたと思われる。諸侯王と豪傑が密接に関係していた故は、その商人として的一面に支えられた経済力であつた。これは、他方で任侠のパトロンとしての顔を持つ豪傑が当時の経済的状況を背景として持つていたことを示すものである。つまり、任侠とそのパトロントなる豪傑を含む諸公、諸公の背景にある経済的状況とは密接な関連性を持つていたと見なすことができる。

以上の考察を踏まえて、改めて冒頭に挙げた杜建の事例を見るならば、このような指摘も可能であろう。すなわち、任侠や長者、豪傑といった者たちは、社会において相互に連携する社会関係を持つ

ており、その関係を表す語として諸公という言葉を捉え得るのである。つまり、長者や豪傑は諸公の構成要素であると言える。

註

(1) 東晋次「漢代任侠論ノート」(一) (『三重大学教育研究紀要 人文・社会科学』、五十一巻、二〇〇〇年) を参照。

(2) 諸公の対象について、『漢書』卷四十八、賈誼傳に、

天下殺亂、高皇帝與諸公併起、非有仄室之勢以豫席之也。諸公幸者、乃為中涓、其次庶得舍人、材之不逮至遠也。高皇帝以明聖威武即天子位、割膏腴之地以王諸公、多者百餘城、少者乃三四十縣、德至渥也、然其後十年之間、反者九起。陛下之與諸公、非親角材而臣之也、又非身封王之也、自高皇帝不能以是一歲為安、故臣知陛下之不能也。

とあり、「高皇帝、諸公と併起す」と表記され、秦末に劉邦と時を同じくして蜂起した者たちを諸公と記している。これは、劉邦幕下の陳公夏侯嬰のように、東氏の述べる「某公」の総称であるようにも取れる。しかし、沛公劉邦や陳公夏侯婴などの例は確かにあるが、秦末の群雄が全て「某公」と呼ばれた訳ではない。したがつて、ここで諸公は、「某公」の総称ではなく、広く秦末に各地で蜂起した豪傑群雄のことを指すものと捉えるべきであろう。

(3) 杜建の事例において「中貴人、豪、長者」といった幅広い交友範囲を確認することができるが、これは、『漢書』卷七十六、趙尹韓張兩王傳、

顔師古注に、

中貴人、居中朝而貴者也、豪、豪桀也、長者、有名徳之人也、
とあり、朝廷、特に中朝にあつて高官にあつたものであるとされてい
る。中朝とは、『漢書』卷七十七、蓋諸葛劉鄭孫母何傳、孟康注に、
中朝、内朝也。大司馬左右前後將軍、侍中、常侍、散騎、諸吏為中朝。
とあり、これを踏まえて考へるに、杜建を擁護したのは、内朝系の高
官であつたことが判る。

(4) 貝塚氏は、漢初における長者について、

「長者の徳とは、寛大・温良・重厚などという日常の道徳的行為
だけを指して言うのではない。」

として、

「長者は身を殺して仁をなす大勇猛心を要するものである。」

と説く。そして漢初における長者の意は「男達」であるとしている。

そこから長者とは戦国の四君が任僕を食客として養い、彼等の親分で

あつたように、漢初における長者は「侠客の大親分」であるとした。

上田氏は、漢初における長者について『韓非子』詭使篇第四十五の

「重厚自尊」これを長者と謂う」という定義に基づいて考察し、長者と
漢初に頻繁に見られる任僕及び黄老の術の盛行とを関連付けて論じて
いる。貝塚茂樹『貝塚茂樹著作集 第6巻』(中央公論社、一九七七年)、
上田早苗「漢初における長者—『史記』にあらわされた理想の人間像—」
〔『史林』、五十五号、一九七二年〕を参照。

(5) 臨邛やそれを含む蜀の地域については、『史記』卷一百一十七司馬相
如列傳に、

臨邛中多富人、而卓王孫家僮八百人、程鄭亦數百人
とある如く、素封家として貨殖列伝にも名を連ねる卓王孫、程鄭も臨
邛の富豪であった。また、『史記』卷一百二十九、貨殖列傳にも、

及秦文、德、繆居雍、隙隴蜀之貨物而多賣。獻公徙樂邑、樂邑北

郤戎翟、東通三晉、亦多大賈。昭治咸陽、因以漢都、長安諸陵、

四方輻湊並至而會、地小人眾、故其民益玩巧而事末也。南則巴蜀。

巴蜀亦沃野、地饒卮、姜、丹沙、石、銅、鐵、竹、木之器。南樂

滇僰、僰僮。西近邛笮、笮馬、旄牛。然四塞、棧道千里、無所不
通、唯褒斜綰轂其口、以所多易所鮮。

とあり、隴蜀の地域は、商人が多く、東は三晉の地域に通じており、
それによって大商人が栄えた場所であった。また、巴蜀の地域は、肥
沃な土地が広がっており、豊富な資源を産するところとして知られて
いた。このことからも臨邛の経済的繁栄が窺い知れる。

(6) 前掲註 (4) を参照。

(7) 前掲註 (4) 貝塚論文を参照。

(8) 江村氏は、戦国漢初における賢の意味について、

「客の行為に注目すると、『主』に対する徹底的な献身が認められ
る。・・・自尊心を支える何らかの強固な道義的世界を保持した
まま『主』に結合していたと思われる。そのような『客』こそ『賢』
なのである。『主』も、自尊心の高さが『賢』と讀えられるとともに、
多くの客を引きつける人格の具有者としても『賢』とされている。
『客』の強い信望を得た高節の人物こそ『賢者』なのである。・・・
戦国から漢初において、『賢』とは、このような『主客』結合の

理想的な状態を表す語であつたといえる」

と述べている。その上で、

「『賢豪』とは、まさしく、ある地域で人望のある任侠はだの人物」としている。また氏は、『史記』卷一百四、田叔列傳において、長者孟舒が賢を称されて「いる」ともつて、「『賢』なる人物は、『長者』でもあつたのである」として、賢と長者の関連性を指摘している。

丹羽氏は、漢代における豪傑の存在に注目し、秦漢交替期に史料に豪傑の活躍が見えることについて次のように述べている。

「秦漢交替期には各地の有力者である『豪傑』が存在し、それが郷里においては一つの階層をなしており、その地の父老と共に郷里の秩序を支えていた」

として、父老的秩序の他方で豪傑による秩序が存在したことを指摘している。また、

「豪傑には常に任侠的性格の人間関係を背後にもつてていることが考えられた。・・・豪傑には任侠的人間関係が基礎となつていて」として、豪傑と任侠の関連性を明らかにした。江村治樹「『賢』の観念より見たる西漢官僚の一性格」（『東洋史研究』三十四卷二号、一九七五年）、丹羽兌子「漢代における豪傑について――」（『名古屋大学文学部研究論集』、通号六十二、一九七四年）を参照。

(9) ここでいう豪族とは、地方において社会的、経済的に大きな勢力をを持つ有力者の一族であり、郷里の共同体とは別に自律的秩序を形成した同族グループである。また、本家を中心としてその外延に小作人や奴

隸を有して大土地經營を行う。歴史的には、漢代武帝期以後、郷里の支配者として成長し、後漢においてはさらに強大となり、中央政界に進出して、一部は六朝貴族の基礎となつた者の謂である。

史乘においては、濟南郡の瞞氏の如き「宗人三百余家」を抱える者も漢初において既に現れている。しかし、豪族の一般的な意味において、それは族的結合を意味し、また有力な同族グループであるとされている。にもかかわらず、族的結合を示さない「豪強」「豪」「豪俠」といった語も從来の豪族の意味の中に包含されている点に私は違和感を感じる。さらに、歴史的な意味からいって、豪族は武帝期以降発展した大土地所有者を指す。豪族の前提条件である大土地經營という点においても前漢の地方有力者が例外なくそれを伴うことは確認できない。

一方、豪傑という語は、才知、武勇の特に優れている人を表すものであるけれども、前掲の丹羽氏の論文において、秦末から漢代の地方有力者の謂としての意味を持つていたとされている。加えて、史料上にも地方有力者は豪傑として表記されることが比較的多い。その点からいっても、豪傑という語をもつて漢代の地方有力者の実態に追つた方が適当ではないかと思われる。

豪族と豪傑は、峻別し難い点があるけれども、以上の理由もつて、小論では豪傑という語を使用することを予め断つておく。京大東洋史辞典編纂会『新編 東洋史辞典』（東京創元社、一九七八年）、梅棹忠夫、江上波夫監修『世界史事典 新装版』（教育出版センター、一九九一年）、山崎宏、兼岩正史『世界史事典』（詳論社、二〇〇一年）、西川正雄他

編『角川世界史事典』（角川書房、二〇〇一年）を参照。

(10) 武帝元封五年（一〇六年）に州刺史設置の際に出された監察基準である六條問事の中に、左記の如き記述がある。『漢書』卷十九上、百官公卿表、顏師古註に、

師古曰、漢官典職儀云刺史班宣、周行郡國、省察治狀、黜陟能否、斷治冤獄、以六條問事、非條所問、即不省。…六條、二千〔石〕違公下比、阿附豪強、通行貨賂、割損正令也。

とあり、六條問事の第六條に二千石、つまり郡守が公職たる身分に違い、その地の豪強と結託し、賄賂を受け取つて法令を破つてることが監察すべき事例として挙げられている。これは、諸侯王と豪傑の関係に比することができるものであり、地方社会において諸侯王、郡守と豪傑が類似の関係を有していたことを窺うことができる。

(11) 諸侯王と豪傑以外との関係について、『史記』卷一百一十八、淮南衡山列傳に、

丞相臣張倉、典客臣馮敬、行御史大夫事宗正臣逸、廷尉臣賀、備盜賊中尉臣福昧死言、淮南王長廢先帝法、不聽天子詔、居處無度、為黃屋蓋乘輿、出入擬于天子、擅為法令、不用漢法、及所置吏、以其郎中春為丞相、聚收漢諸侯人及有罪亡者、匿與居、為治家室、賜其財物爵祿田宅、爵或至關內侯、奉以二千石、所不當得、欲以有為。

とあり、文帝の時、淮南王長がその不法をもつて群臣より告発された際、「漢の諸侯人及び有罪の亡者を聚收し、匿して與に居して」自分の勢力下に置いていたことが記されている（同所は「乃ち陰に徒黨及

び謀反者を聚め、亡命を厚養す」とも記されている）。また、『史記』卷五十八、梁孝王世家に、

濟東王彭離者、梁孝王子、以孝景中六年為濟東王。二十九年、彭離驕悍、無人君禮、昏暮私與其奴、亡命少年數十人行剽殺人、取財物以為好。所殺發覺者百餘人、國皆知之、莫敢夜行。

とあり、濟東王彭離は驕悍にして人君としての禮を欠き、夕暮れ時にになると、「其奴、亡命少年數十人と行剽殺人し、財物を取り以て好と為す」奸惡な任侠の如き人物であった。以上のように、諸侯王は豪傑や無賴の少年たちと平素より密接な関係を有し、有事の際の勢力として、或いは不法を働く時には共に凶行を行う徒党として彼らと結びついていたのである。先述の吳王濞勢力下における豪傑の実体は、「亡賴の子弟、亡命鑄錢の姦人」であったが、そのように、諸侯王はただ地方有力者たる豪傑のみならず、「漢の諸侯人及び有罪の亡者（徒黨及び謀反者）」や「其奴、亡命少年」までも取り込んでいたのである。

私は、諸侯王の客たる豪傑は流動的な存在であつて、それは商人としての側面に起因すると考えるものであるが、他方では、以上に挙げた亡命者として所在不定の人々がその流動性を標榜していくとも考えられる。ただ、大方の推測では、物資的援助を期待できる商業で財をなした富豪等の方が諸侯王の許には多く集つたのではないかろうか。

(12) 林英樹氏によると、前漢高祖期に起きた韓王信と陳豨の乱において、その部将には匈奴との貿易に従事する王黃、曼丘臣等があり、その乱は代、趙の地域の鎖国策及び抑商政策に対する反発によるものであつた。氏の理解においては、乱の引き金となつた商賈の律における「賈

人」とは、北辺において匈奴との貿易に従事する行商人を指し、王黃、

安侯列傳に、

曼丘臣等も一般的な商人ではなく、固有の意味での商人と捉えられて

いる。「賈人」に対する捉え方は小論と異なるが、乱に荷担した商人

の持つ経済力とネットワークが中央政府の恐れるところであつたする

点は、首肯すべき見解である。林英樹「前漢高祖の商人支配－商賈

の律と韓王信・陳豨の乱」（『東洋学報』、七十九巻、一号、一九九七年）

(13) 『史記』卷一百一十一、衛將軍驃騎列傳に、

太史公曰、蘇建語餘曰、吾嘗責大將軍至尊重、而天下之賢大夫母

稱焉、願將軍觀古名將所招選擇賢者、勉之哉。大將軍謝曰、自魏其、

武安之厚賓客、天子常切齒。彼親附士大夫、招賢紹不肖者、人主

之柄也。人臣奉法遵職而已、何與招士。驃騎亦放此意、其為將如此。

とあり、衛青は、魏其侯竇嬰と武安侯田蚡が賓客を多く擁したこと

が、武帝に歎きしりさせたために、それを鑑として自らは賓客を養わ

なかつたのである。『史記』卷一百七、魏其武安侯列傳に、

乃拜嬰為大將軍、賜金千斤。嬰乃言袁盎、樂布諸名將賢士在家者

進之。所賜金、陳之廊廡下、軍吏過、輒令財取為用、金無入家者。…

諸游士賓客爭歸魏其侯。孝景時每朝議大事、條侯、魏其侯、諸列

侯莫敢與亢禮。

とあり、竇嬰が大將軍となるや、「袁盎、樂布諸の名將賢士家に在りし

者」を進言し、「賜う所の金、之を廊廡の下に陳べて、軍吏に好き

に用いらせた。このように散財することで、「諸の游士賓客争うて魏

其侯に歸した」のであって、その権勢のために同等の礼法で竇嬰に対

する者はなかつたとされた。田蚡もまた、『史記』卷一百七、魏其武

武安侯新欲用事為相、卑下賓客、進名士家居者貴之、欲以傾魏其

諸將相。

とあり、田蚡は新たに丞相となるために、「賓客に卑下し、名士の家居する者を進めて之を貴」んで、竇嬰の勢力を削がうと画策したのであつた。この両者の権勢争いの中において、勢力拡大を担つていた点に諸侯王が豪傑を客として抱えた事例との類似点を見出すことができる。官僚の世界においても、豪傑と結託することは往々にしてあつたと考えられる。

参考文献

上田早苗「漢初における長者－『史記』にあらわされた理想の人間像－」

（『史林』、五十五号、一九七二年）

梅棹忠夫、江上波夫監修『世界史事典 新装版』

（教育出版センター、一九九一年）

江村治樹「『賢』の観念より見たる西漢官僚の一性格」

（『東洋史研究』三十四巻二号、一九七五年）

貝塚茂樹『貝塚茂樹著作集 第六巻』

（中央公論社、一九七七年）

京大東洋史辞典編纂会『新編 東洋史辞典』

多田狷介「漢代の豪族」

（『歴史教育』、十四巻、五号、一九六六年）

（東京創元社、一九七八年）

西川正雄他編『角川世界史事典』

（角川書房、二〇〇一年）

丹羽兌子「漢代における豪傑について・一」

（『名古屋大学文学部研究論集』、通号六十二、一九七四年）

林英樹「前漢高祖の商人支配－商賈の律と韓王信・陳豨の乱」

（『東洋學報』、七十九巻、一号、一九九七年）

東晋次「漢代任侠論ノート」（一）

（『三重大学教育研究紀要 人文・社会科学』、五十一巻、二〇〇〇年）
（詳論社、二〇〇一年）

山崎宏、兼岩正史『世界史事典』

表1：諸公事例表(1/2)

| 番号 | 時代 | 中心人物 | 事例 | 諸公の実態 | 諸公との関係性 | 備考 | 出典* |
|----|---------|----------|---|----------------|--------------|--|-----|
| 1 | 高祖期 | 季布 | 項籍滅、高祖購求布千金、敢有舍匿、罪三族。布匿濮陽周氏。周氏曰、漢求將軍急、跡且至臣家、能聽臣、臣敢進計；即否、願先自剄。布許之。乃髡鉗布、衣褐、置廣柳車中、並與其家僮數十人、之魯硃家所賣之。硃家心知其季布也、買置田舍。乃之雒陽見汝陰侯滕公，說曰、季布何罪。臣各為其主用、職耳。項氏臣豈可盡誅邪。今上始得天下、而以私怨求一人、何示不廣也。且以季布之賢、漢求之急如此、此不北走胡、南走越耳。夫忌壯士以資敵國、此伍子胥所以鞭荆平之墓也。君何不從容為上言之。滕公心知硃家大俠、意布匿其所、乃許諾。侍間、果言如硃家指。上乃赦布。當是時、諸公皆多布能摧剛為柔、朱家亦以此名聞當世。布召見、謝、拜郎中。 | 不詳 | 不詳 | | 37 |
| 2 | 高祖期—文帝期 | 田叔 | 叔好劍、學黃老術於樂鉅公。為人廉直、喜任俠。游諸公、趙人舉之趙相趙午、言之趙王張敖、以為郎中。數歲、趙王賢之、未及遷。 | 長者 | 交友関係 | 師古曰、諸公、皆長者也。 | 37 |
| 3 | 文帝期 | (賈誼の上奏文) | 天下殺亂、高皇帝與諸公併起、非有仄室之勢以豫席之也。諸公幸者、乃為中涓、其次庶得舍人、材之不逮至遠也。高皇帝以明聖威武即天子位、割膏腴之地以王諸公、多者百餘城、少者乃三四十縣、德至渥也。然其後十年之間、反者九起。陛下之與諸公、非親角材而臣之也、又非身封王之也、自高皇帝不能以是一歲為安、故臣知陛下之不能也。 | 秦末の群雄 | | | 48 |
| 4 | 文帝期 | 袁盎 | 及絳侯就國、人上書告以為反、徵擊請室、諸公莫敢為言、唯盎明絳侯無罪。絳侯得釋、盎頗有力。絳侯乃大與盎結交。 | 官僚 | 同僚 | | 49 |
| 5 | 文帝期 | 張倅之 | 王生者、善為黃老言、處士。嘗召居廷中、公卿盡會立。王生老人、曰吾饑解、願謂釋之、為我結饑。釋之跪而結之。既已、人或譖王生、獨柰何廷辱張廷尉如此。王生曰、吾老且餓、自度終亡益於張廷尉。廷尉方天下名臣、吾故聊使結饑、欲以重之。諸公聞之、賢王生而重釋之。 | 張倅之の賓客 | 主客関係 | | 50 |
| 6 | 景帝期 | 袁盎 | 盜病免家居、與閭里浮湛、相隨行鬥雞走狗。雒陽劇孟嘗過盜、盜善待之。安陵富人有謂盜曰、吾聞劇孟博徒、將軍何自通之。盜曰、劇孟雖博徒、然母死、客送喪車千餘乘、此亦有過人者。且緩急人所有。夫一旦叩門、不以親為解、不以在亡為辭、天下所望者、獨季心、劇孟。今公陽從數騎、一旦有緩急、寧足恃乎。遂罵富人、弗與通。諸公聞之、皆多盜。 | 不詳 | 不詳 | | 49 |
| 7 | 武帝期 | 鄧公 | 鄧公、成固人也、多奇計。建元年中、上招賢良、公卿言鄧先。鄧先時免、起家為九卿。一年、復謝病免歸。其子章、以修黃老言顯諸公間。 | 黃老學派学者 | 同学派 | | 49 |
| 8 | 武帝期 | 鄭當時 | 當時為大吏、戒門下、客至、亡貴賤候留門（下）者。執賓主之禮、以其貴下人。性廉、又不治產、叩奉賜給諸公。然其餽遺人、不過具器食。每朝、候上問說、未嘗不言天下長者。其推穀士及官屬丞史、誠有味其言也。常以為賢於己。未嘗名吏、與官屬言、若恐傷之。聞人之善言、進之上、唯恐後。山東諸公以此翕然稱鄭莊。 | 賓客 旧六国領の社交層 | 主客関係 交友関係 | | 50 |
| 9 | 武帝期 | 竇嬰 | 而嬰失竇太后、益疏不用、無勢、諸公稍自引而怠懈、唯灌夫獨否。故嬰墨墨不得意、而厚遇夫也。 | 賓客 | 主客関係 | | 52 |
| 10 | 武帝期 | 灌夫 | 穎陰侯言夫、夫為郎中將。數歲、坐法去。家居長安中、諸公莫不稱、由是復為代相。 | 賓客 | 主客関係 | | 52 |
| 11 | 武帝期 | 灌夫 | 於是上使御史簿責嬰所言灌夫頗不讎、劾繫都司空。孝景時、嬰嘗受遺詔、曰事有不便、以便官論上。及繫、灌夫罪至族、事日急、諸公莫敢復明言於上。 | 賓客、または官僚 | 主客関係、または同僚 | 集解徐廣曰、一云諸卿。時人相號長老者為諸公、年少者為諸卿、如今人相號為士大夫也。 | 52 |

*出典は全て漢書。

表1：諸公事例表(2/2)

| 番号 | 時代 | 中心人物 | 事例 | 諸公の実態 | 諸公との関係性 | 備考 | 出典* |
|----|--------|---------|--|---------|---------|---------------|-----|
| 12 | 武帝期 | 司馬相如 | 相如與俱之臨邛，盡賣車騎，買酒舍，乃令文君當廬。相如身自著禮服，與庸保雜作，滌器於市中。卓王孫恥之，為杜門不出。昆弟諸公更謂王孫曰，有一男兩女，所不足者非財也。今文君既失身於司馬長卿，長卿故倦游，雖貧，其人材足依也。且又令客，奈何相辱如此。卓王孫不得已，分與文君僮百人，錢百萬，及其嫁時衣被財物。文君乃與相如歸成都，買田宅，為富人。 | 親族 | 血縁関係 | 集解郭璞曰、諸公，父行也。 | 57 |
| 13 | 武帝期 | 司馬相如 | 上以為然，乃拜相如為中郎將，建節往使。副使者王然干，壘充國，呂越人，馳四乘之傳，因巴蜀吏幣物以賂西南夷。至蜀，太守以下郊迎，縣令負弩矢先驅，蜀人以為寵。於是卓王孫、臨邛諸公皆因門下獻牛酒以交驩。卓王孫喟然而歎，自以得使女尚司馬長卿晚，乃厚分與其女財，與男歛。 | 富豪層 | 交友關係 | | 57 |
| 14 | 武帝期 | 張湯 | 湯至於大吏，內行修，交通賓客飲食，於故人子弟為吏及貧昆弟，調護之尤厚。其造請諸公，不避寒暑。是以湯雖文深意忌不專平，然得此聲譽。而深刻吏多為爪牙用者，依於文學之士，丞相弘數稱其美。 | 賓客 | 交友關係 | | 59 |
| 15 | 武帝期 | 董偃 | 初，帝始閣臨公主號寶太主，堂邑侯陳午尚之。午死，主寡居，年五十餘矣，近幸董偃。始偃與母以賣珠為事，偃年十三，隨母出入主家。左右言其姣好，主召見，曰、吾為母養之。因留第中，教書計相馬御射，頗讀傳記。至年十八而冠，出則執轡，入則侍內。為人溫柔愛人，以主故，諸公接之，名稱城中，號曰董君。 | 社交層 | 交友關係 | | 65 |
| 16 | | (遊俠伝序文) | 自魏其、武安、淮南之後，天子切齒，衛、霍改節。然郡國豪桀處處各有，京師親戚冠蓋相望，亦古今常道，莫足言者。唯成帝時，外家王氏賓客為盛，而樓護為帥。及王莽時，諸公之間陳連為雄，間里之俠原涉為魁。 | 社交層 | | | 92 |
| 17 | 武帝期 | 郭解 | 解姊子負解之勢，與人飲，使之禡，非其任，彊灌之。人怒，刺殺解姊子，(去亡)〔亡去〕。解姊怒曰、以翁伯時人殺吾子，賊不得棄其尸道旁，弗葬，欲以辱解。解使人微知賊處。賊窘自歸，具以實告解。解曰、公殺之當，吾兒不直。遂去其賊，罪其姊子，收而葬之。諸公聞之，皆多解之義，益附焉。 | 社交層 | 交友關係 | | 92 |
| 18 | 武帝期 | 郭解 | 洛陽人有相仇者，邑中賢豪居間以十數，終不聽。客乃見解。解夜見仇家，仇家曲聽。解謂仇家、吾聞洛陽諸公在間，多不聽。今子幸而聽解，解奈何從它縣奪人邑賢大夫權乎。乃夜去，不使人知，曰、且毋庸，待我去，令洛陽豪居間乃聽。 | 他県の賢豪 | 同階層 | | 92 |
| 19 | 武帝期 | 郭解 | 解為人短小，恭儉，出未嘗有騎，不敢乘車入其縣庭。之旁郡國，為人請求事，事可出，出之；不可者，各令獻其意，然後乃敢督酒食。諸公以此嚴重之，爭為用。邑中少年及旁近縣豪夜半過門，常十餘車，請得解客舍養之。 | 近隣の縣豪 | 交友關係 | | 92 |
| 20 | 武帝期 | 郭解 | 及徙豪茂陵也，解貧，不中簪。吏恐，不敢不徙。衛將軍為言郭解家貧，不中徙。上曰、解布衣，權至使將軍，此其家不貧。解徙，諸公送者出千餘萬。軻人楊季主子為縣掾，鬲之，解兄子斷楊掾頭。解入關，關中賢豪知與不知，聞聲爭交驩。 | 社交層(賢豪) | 交友關係 | | 92 |
| 21 | 元帝、成帝期 | 萬章 | 與中書令石顯相善，亦得顯權力，門車常接輶。至成帝初，石顯坐專權擅勢免官，徙歸故郡。顯貲巨萬，當去，留床席器物數百萬直，欲以與章，章不受。賓客或問其故，章歎曰、吾以布衣見哀於石君，石君家破，不能有以安也。而受其財物，此為石氏之禍，萬氏反當以為福邪。諸公以是服而稱之。 | 賓客 | 主客關係 | | 92 |
| 22 | 平帝期 | 王莽 | 平帝疾，莽作策，謂命於泰時，戴璧秉圭，願以身代。藏策金縢，置於前殿，敕諸公勿敢言。 | 官僚 | 同僚 | | 99 |
| 23 | 王莽期 | 王莽 | 邦畿連體，各有采任。州從禹貢為九，爵從周氏有五。諸侯之員千有八百，附城之數亦如之，以俟有功。諸公一同，有眾萬戶，土方百里。 | 諸侯 | | | 99 |
| 24 | 王莽期 | | 大司空士夜過奉常亭，亭長苛之，告以官名。亭長醉曰、寧有符傳邪。士以馬筆繫亭長，亭長斬士，亡，郡縣逐之。家上書，莽曰、亭長奉公，勿逐。大司空邑斥士以謝。國將哀章願不濟，莽為遷置和叔，敕曰、非但保國將閨門，當保親屬在西州者。諸公皆輕贊，而章尤甚。 | 官僚 | | | 99 |

* 出典は全て漢書

表2：諸公分類表

| 官界 / 民間 | 分類 | 事例 | 小計 | 合計 |
|---------|----------------|----------------|----|----|
| 官界 | 官僚の賓客・ 社交層 | ⑤、⑨、⑩、⑪、⑭、⑮、16 | 7 | 11 |
| | 官僚・諸侯 | ④、22、23、24 | 4 | |
| 民間 | 賢豪等 | ③、⑯、⑯、⑰ | 4 | 12 |
| | 有力者の賓客・ 社交層 | ⑥、⑬、⑰、21 | 4 | |
| | 長者 | ②、⑧ | 2 | |
| | 父行 | ⑫ | 1 | |
| | 黄老学者 | ⑦ | 1 | |

*○数字：漢初～武帝期

*数字のみ：武帝期以降

*事例①を除く